国民の命綱である社会保障改悪の見直しを求める意見書（案）

安倍首相は、参議院選期間中「社会保障の充実に全力を尽くす」「成長の果実を子育て支援や介護の充実に使っていく」等、力を入れる発言を繰り返してきました。ですが、選挙後の厚生労働省各社会保障審議会の議論は逆行するものであります。

医療は、75歳以上の窓口負担を現在の1割から2割に引き下げる事が示されました。さらに現在の保険料の軽減特例の廃止も記し、低所得者保険料が2倍～10倍に引きあがることも検討されました。（2016年7月14日医療保険部会）高齢で病気になりがちなお年寄りの負担額を引き上げれば受診抑制につながり命を失いかねません。

介護では、要介護１・２の訪問介護中、生活援助を保険給付から外す事が議論されました。（同年7月20日介護保険部会）すでに要支援１・２の訪問介護外しが順次行われており、これが実施されると介護保険認定者の65%が切り捨て対象とされます。自治体任せになれば、財政力格差などによって結果として必要なサービスを受けられない人が増え、地域で暮らし続ける事が困難になります。

生活保護で見直し対象とされたのは、母子加算の切り捨てです。（同年7月20日生活保護基準部会）日本の相対的貧困率は16%、一人親世帯の貧困率は実に54％であり、OECD諸国中最低です。これは一時廃止されましたが、国民の強い批判を浴び、民主党政権時に復活、父子世帯にも拡充されましたが、再び廃止する議論は国民の声に背を向け、貧困を更に加速させるものです。

一連の審議会の議論は、昨年末に決定された社会保障の改革工程表に基づくものです。政府はこの工程表を今月2日「加速化」する事を閣議決定して推進、進めようとしています。これらは一連の選挙公約と異なるものであり、見直しを求めるものであります。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

内閣総理大臣　安倍晋三様

厚生労働大臣　塩崎恭久様